

(別紙1)

校内指導体制及び関係機関

《いじめ問題対策委員会》

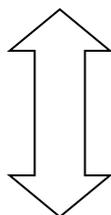
〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導担当教諭、各学年主任（特別支援教育代表者含む）、
養護教諭、学年生徒指導担当教諭、不登校担当教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

（必要に応じて、学級担任、特別活動担当、部活動担当、生徒会担当等も参加）

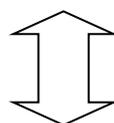
〈役割〉

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・校内研修会の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・いじめが生じたときの組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係の調査母体
- ・保護者や地域への情報提供
- ・いじめ防止等についての取組の検証、改善



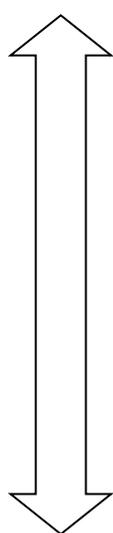
〈校内組織〉

- ・生徒指導
- ・道徳・人権
- ・特別支援教育
- ・学習（学力向上）
- ・特別活動
- ・第1学年
- ・第2学年
- ・第3学年
- ・特別支援学級
- ・生徒会
- ・部活動顧問会



〈保護者・地域との連携〉

- ・保護者会(学年、学級)
- ・PTA常任委員会
- ・学校評議員会
- ・学校保健委員会
- ・中学校区青少年健全育成会議 等



〈関係機関との連携〉

- ・警察
- ・青少年センター
- ・学校教育課
- ・はぴいくサポートセンター
- ・学校支援チーム 等